

佐賀県告示第三百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十三年十一月十八日から平成二十三年十二月十九日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月十八日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 小城牛津線	小城市牛津町乙柳字下籠三十角八九 四番一地从先から 小城市牛津町乙柳字下籠三十一角八 八五番一地从先まで	平成二三・一一・一八